

八夕
日刊
東北農業報

石城の実施で
内郷、好間、磐崎、湯本等では
代表者出縣して陳情

四月から實施された新税法家屋税について、石城地方の如きは、石城所在の各町村は一大省成を受ける模様で、夫々頭を悩ましている状態である。

家屋税は國勢調査の戸数によつて賦課するもので、一戸平均二圓四十錢位に當り、炭礦長屋も一戸と見らわいで、經濟的に可決して容易な事ではない。結局成り行き詰つてゐる炭礦會社が坑内郷の家屋税を負担する事は決して容易な事ではない。

が他人の分までふわけである。石城郡内で此の農民は税金のために参つてしまふわけである。内郷村が筆頭で、次は好間、磐崎、川部、湯本の各炭礦所在町村で内郷村では裏に代表者出

ため各町村が聯合して協議の上、續々陳情するに至るであらうと

▲平所得税減少 平税農家に頒つ筈で、希望者は平町九

品寺前給木惣五郎氏方に申し出づ可し。

▲豊國二十號二石三斗五升、一升十六錢 同上

▲幾内二十二號五斗九升六合入 同上

品寺前給木惣五郎氏方に申し出づ可し。

▲豊國二十號二石三斗五升、一升十六錢 同上

品寺前給木惣五郎氏方に申し出づ可し。

▲青年團二十五分團の在籍人員左の如し。

▲二十五歳以上五十七九人、二十歳以上二十二人、十六歳以上三十四人、計八二五人 同上

品寺前給木惣五郎氏方に申し出づ可し。

▲巡査表彰 平警察署巡査の如し。

▲平青年團員數 平町の如し。

▲岸邊氏講演 平陽校での如し。

▲石城郡農會で 稲作共同作業を奨励の如し。

▲花まつり會 平署に泣かずかるの如し。

▲平局二月成績 平郵便局に於ける三月の取扱成績の如し。

▲人効車體検査 湯本町人力車體検査は八日午前九時長出張の上行つた。

▲宮の賭博 當時内郷村の如し。

▲報知記者來任 略知吟就同人渡邊一角氏は今回田人

の講演あり午後七時からは紀念講演会として前記名士が一般

村民のため講演を行なすと。

佐藤、小山田、柳原、青田、金田、森、高橋の各巡査は質問を夫々犯人逮捕の効により川淵知事から賜はる。

遠藤の各巡査は金一圓。松岡、

田、森、高橋の各巡査は質問を夫々犯人逮捕の効により川淵知事から賜はる。

事から賜はる。

遠藤の各巡査は金一圓。松岡、

田、森、高橋の各巡査は質問を夫々犯

大瀧事件

第四準備書面

(二) 原告 平町
被告 縣知事川淵治馬

参加人 小田炭礦會社

三、参加人は河川法を援用して河川に付ても地方行政の許可を受けて河川流水占用の許可を含まるること明なるべしと主張す(参加人第二準備書面)

然れども水道条例に依れば前項述ふる所の如く河川水道布設の認可は當然に河川流水引用の認可を包含するものな

可中には河川流水占用の許可を含まることが認められることは内務大臣の水道布設認可をも爲すものなること前提

河川法の適用又は準用河川に非ざる河川に付ても地方行政の許可をも爲すものなることを支

持するものたるを失はず益し

原告主張の正當なることを支

出づるものなるべく且参加人

の援用せる取水量決定の理由に關する内務省令の規定も亦

原告訴るに非ざれば取水量決定の理由に水源の状態、渇水量既設水利事業又は灌漑に必要

をも爲すものなることを前提

河川流水引用を認可する場合

なる分水量及消火用其他給水

量等を記載せしむる必要あるに

ればなり何となれば是等の事

項は流水引用を認可する場合

のみ之を考量する必要あるに

止るものなればなり。

河川流水引用を認可する場合

に於ても地方行政の権限に

属し地方行政に於て取水を

許可せず又は許可するも水道

布設の認可に於て認められた

取水の許否は水道布設の場合

に於ても地方行政の権限に

属し地方行政に於て取水を

許可せず又は許可するも水道

布設の認可に於て認められた